

公 告

分任契約担当官  
自衛隊愛知地方協力本部長  
安井 崇

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 名古屋中村合同庁舎で使用する電力需給（再生可能エネルギー比率100%）	仕様書のとおり	自衛隊愛知地方協力本部	令和7年4月 1日（火） 0000	令和7年2月 27日（木） 1330	自衛隊愛知地方 協力本部 会議室
(2) 名古屋中村合同庁舎で使用する電気需給（再生可能エネルギー比率0%）			令和8年3月 31日（火） 2400	令和7年2月 27日（木） 1340	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付された競争参加資格を有する者であることの競争参加資格を有する者。  
また令和07・08・09年度においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であることを条件とする。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1（1）～1（2）のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。  
この際、1（2）の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率（%）を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2（5）及び2（12）に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書（様式別途配布）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（FAX不可）

(3) 提出期限

令和7年2月19日（水）13時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入

札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月21日までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書A（再生可能エネルギー比率100%）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率0%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書B（再生可能エネルギー比率0%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

#### 5 契約条項を示す場所等

適用する契約条項は電気の需給契約に関する契約条項及び駐屯地標準契約の下記の条項を適用します。

特約条項 談合等の不正防止に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

入札関係書類は、自衛隊愛知地方協力本部総務課会計班において令和7年2月4日（火）から入札日まで配布する。

また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08：30～17：15）

入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

#### 6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会：一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

#### (2) 入札実施要領

##### ア 1（1）の入札で応札をできる者がいる場合

1（1）の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。

そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。

##### イ 1（1）の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1（1）の入札で応札をできる者がなかった場合

1（2）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。

##### ウ 入札において、1（1）の入札案件が落札に至った場合、1（2）の入札は全て実施しない。

#### 7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

#### 9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

#### 11 その他

- (1) 郵便入札は、令和7年2月27日（木）12時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の場合において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、自衛隊愛知地方協力本部で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。
- (6) 6(2) 入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはイ～ウ項に該当した入札書に関しては、各業者に対して配達証明付で送付する。
- (7) 入札書に関しては、1(1)～1(2)までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1(1)～1(2)までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(8) 問い合わせ先

(契約、書類に関する事項)

〒454-0003 愛知県名古屋市中川区松重町3番41号

自衛隊愛知地方協力本部 総務課会計班：岡住

TEL・FAX 052-331-6266

(細部仕様書に関する事項)

〒454-0003 愛知県名古屋市中川区松重町3番41号

自衛隊愛知地方協力本部 総務課管理班：児島・西村

TEL・FAX 052-331-6266

# 入札書

分任契約担当官  
自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

¥

- 入札件名 名古屋中村合同庁舎で使用する電力需給（再生可能エネルギー比率100%）
- 納入期間 令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時
- 納入場所 名古屋中村合同庁舎（愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22）

上記入札条件、「入札及び契約心得」、「駐屯地標準契約書」及び「電気の需給契約に関する契約」の契約条項を承諾の上入札します。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和7年2月27日

住所・名称・代表者名

印

※1 内訳を必ず添付する

※2 なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印、2枚続きには割印を

# 入札書

分任契約担当官  
自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

¥

- 入札件名 名古屋中村合同庁舎で使用する電力需給（再生可能エネルギー比率0%）
- 納入期間 令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時
- 納入場所 名古屋中村合同庁舎（愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22）

上記入札条件、「入札及び契約心得」、「駐屯地標準契約書」及び「電気の需給契約に関する契約」の契約条項を承諾の上入札します。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和7年2月27日

住所・名称・代表者名

印

※1 内訳を必ず添付する

※2 なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印、2枚続きには割印を

# 市価調査書

分任契約担当官  
自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

¥

- 1 入札件名 名古屋中村合同庁舎で使用する電力需給（再生可能エネルギー比率100%）
- 2 納入期間 令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時
- 3 納入場所 名古屋中村合同庁舎（愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22）

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

印

※1 内訳を必ず添付する

※2 なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印、2枚続きには割印を

# 市価調査書

分任契約担当官  
自衛隊愛知地方協力本部長

安井 崇 殿

¥

- 入札件名 名古屋中村合同庁舎で使用する電力需給（再生可能エネルギー比率0%）
- 納入期間 令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時
- 納入場所 名古屋中村合同庁舎（愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22）

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。
-----	---

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

印

※1 内訳を必ず添付する

※2 なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印、2枚続きには割印を

自衛隊愛知地方協力本部仕様書

要求番号	5 Q Q M 1 C 6 0 0 0 1	作成年月日	令和7年1月22日
件名	名古屋中村合同庁舎で使用する電気の需給	作成部署	総務課管理班

## 1 総則

この仕様書は、名古屋中村合同庁舎で使用する電気の需給（高圧業務用電力）契約について適用する。

## 2 概要

### 2.1 需要場所

名古屋中村合同庁舎 愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22

### 2.2 業種及び用途

官公署（国家事務）

### 2.3 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 34 kW
- b) 年間予定電力使用量 48,543 kWh/年（細部は令和7年度使用見積のとおり）

### 2.4 使用期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

## 3 仕様

### 3.1 電気方式、標準電圧、周波数等

- a) 供給電気方式 交流単相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧） 6,600V
- c) 計量電圧（標準電圧） 6,600V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電
- f) 契約受電設備及び契約負荷設備（高圧）の総容量 105kVA

### 3.2 供給電力の種類等

RE100 TECHNICAL CRITERIA の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

RE100 TECHNICAL CRITERIA の細部については、RE100技術要件を確認すること。

### 3.3 需給地点

名古屋中村合同庁舎の構内第1柱の過電流ロック機構付高圧気中負荷開閉器の電源側接続点

### 3.4 財産分界点

上記需給地点に同じ。

### 3.5 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

### 3.6 電気工作物の財産分界点

需要場所における委託者の施設した受電設備の終端接続部接続端子と、中部電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点。

## 4 その他

### 4.1 力率

力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を保持する予定。

### 4.2 設備

- a) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- b) 非常用自家発電設備は、有していない。
- c) 契約に伴い電力検針装置の取替、設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障の無いようにおこなう。

### 4.3 経理

#### 4.3.1 入札価格の算定

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

#### 4.3.2 端数の取り扱い

電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおり。

- a) 契約電力及び最大需要電力の単位は「1キロワット」とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- b) 使用電力量の単位は「1キロワット時」とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- c) 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- d) 消費税額及び地方消費税額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

### 4.4 提出書類等

- a) 請負者は、**環境への負荷の低減に関する取組状況に関する条件**に掲げる条件を満たしていることについて当該資格に係る**適合証明書**その他の書面及び**特定電源割当計画書**によりそれぞれの入札時において確実に確認することとする。
- b) 請負者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、6か月ごとに**特定電源割当証明書**により提出することとする。

### 4.5 各種手数料

- a) 請負者は、いかなる名目の請求書発行手数料について、基本料金もしくは、従量単価に含めるものとし、手数料単独で請求しないこと。
- b) 請負者は、電気使用料金の代金振込・手数料は、請負者の供給約款に関わらず請負者の負担とすること。

### 令和7年度使用見積

(単位:円)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	K
月別	基本料金 (単価)	契約 電力	基本料金	その他 電力量 (kWh)	その他 (単価)	夏季 電力量 (kWh)	夏季 (単価)	再エネ 発電促進 賦課金  (D×3.49)+(H×3.49)	燃料費調整額  (D×1.84)+(H×1.84)	予定額 (消費税10%込み)  C+(D×E)+(F×G)+H+I
4月	1,390.17	34kw	47,119.71	2,604	15.91			9,087.96	4,270.56	101,908
5月	1,390.17	34kw	47,119.71	2,718	15.91			9,485.82	4,457.52	104,306
6月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,455	15.91			12,057.95	5,666.20	119,813
7月	1,390.17	34kw	47,119.71			5,560	16.79	19,404.40	9,118.40	168,995
8月	1,390.17	34kw	47,119.71			5,582	16.79	19,481.18	9,154.48	169,477
9月	1,390.17	34kw	47,119.71			4,963	16.79	17,320.87	8,139.32	155,909
10月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,490	15.91			12,180.10	5,723.60	120,549
11月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,571	15.91			12,462.79	5,856.44	122,254
12月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,888	15.91			13,569.12	6,376.32	128,923
1月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,220	15.91			14,727.80	6,920.80	135,909
2月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,179	15.91			14,584.71	6,853.56	135,046
3月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,313	15.91			15,052.37	7,073.32	137,865
合計			565,436.52	32,438		16,105		169,415.07	79,610.52	1,600,954

## 環境への負荷の低減に関する取組状況に関する条件

### 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

表1－環境への負荷の低減に関する取組への評価

要素	区分	得点
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.700未満	20
	0.700以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用 状況	1.35%以上	15
	0%超 1.35%未満	10
	活用していない	0
③ 前年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	15
	0.8倍以上 1.0倍未満	10

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和5年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

### 2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、表1による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 表1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、表1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。表1における各種用語については表2を参照。

表2－用語の定義

用 語	定 義
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後温室効果ガス排出係数</p>
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>(算定方式)</p> <p>前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)</p> $= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（R P S法で定める新エネルギーに該当するものを除く）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

表2－用語の定義（続き）

<p>② 前年度の未 利用エネル ギー活用状 況</p>	<p>3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>① 前年度の新 エネルギー の導入状況</p>	<p>新エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{前年度の新エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$ <p>① 前年度自社施設で発生したR P S法で定める新エネルギー等電気の利 用量（以下「新エネ利用量」という。）(KWh)</p> <p>② 前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量 (kwh)（R P S法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下「新エ ネ相当量」という。）</p> <p>③ 前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量(KWh)</p> <p>④ 一昨年度からバンキングした新エネ相当量 (kwh)</p> <p>⑤ 本年度にバンキングした新エネ相当量 (kwh)</p> <p>⑥ 資源エネルギー庁が発表したR P S法第4条及び附則第3条に定める 方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量(kwh)</p>

# 適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長

安 井 崇 殿

住 所

〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称

〇〇株式会社

代表者氏名

〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 前年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

① ~ ③ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」は、別紙第2により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

【記載例】

令和7年 月 日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官

自衛隊愛知地方協力本部長 殿

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和7年度上半期（下半期）に、以下のとおり名古屋中村合同庁舎に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、自衛隊愛知地方協力本部に移転する計画がある。

1 顧客情報

顧客番号 〇〇〇〇

需要施設名 名古屋中村合同庁舎

需要施設住所 愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22

契約電力 〇〇 kWh

2 供給期間

令和7年4月1日～9月30日（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	〇〇

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)	〇〇		

総計 (kWh)
〇〇

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. 風力
2. 太陽
3. 地熱
4. 持続可能に調達したバイオマス（バイオガスを含む）
5. 持続可能な水力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 物理的電力購入契約（物理的PPA）
3. 金融的（仮想的）電力購入契約（金融的/仮想的PPA）
4. 電力サプライヤーとのプロジェクト特定契約
5. 電力サプライヤーとの小売供給契約
6. 電力と分離されたエネルギー属性証明（EACs）の調達
7. エネルギー属性証明（EACs）によって裏付けされた系統からのデフォルト再エネ電力供給
8. 再エネ電力の配分を行う仕組みがないが、再エネが95%以上の市場の系統におけるデフォルト契約における再エネ供給

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

自衛隊愛知地方協力本部仕様書

要求番号	5 Q Q M 1 C 6 0 0 0 2	作成年月日	令和7年1月22日
件名	名古屋中村合同庁舎で使用する電気の需給	作成部署	総務課管理班

## 1 総則

この仕様書は、名古屋中村合同庁舎で使用する電気の需給（高圧業務用電力）契約について適用する。

## 2 概要

### 2.1 需要場所

名古屋中村合同庁舎 愛知県名古屋市中村区名駅南4-1-22

### 2.2 業種及び用途

官公署（国家事務）

### 2.3 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 34 kW
- b) 年間予定電力使用量 48,543 kWh/年（細部は令和7年度使用見積のとおり）

### 2.4 使用期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

## 3 仕様

### 3.1 電気方式、標準電圧、周波数等

- a) 供給電気方式 交流単相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧） 6,600V
- c) 計量電圧（標準電圧） 6,600V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電
- f) 契約受電設備及び契約負荷設備（高圧）の総容量 105kVA

### 3.2 需給地点

名古屋中村合同庁舎の構内第1柱の過電流ロック機構付高圧気中負荷開閉器の電源側接続点

### 3.3 財産分界点

上記需給地点に同じ。

### 3.4 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

### 3.5 電気工作物の財産分界点

需要場所における委託者の施設した受電設備の終端接続部接続端子と、中部電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点。

## 4 その他

### 4.1 力率

力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を保持する予定。

### 4.2 設備

- a) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- b) 非常用自家発電設備は、有していない。
- c) 契約に伴い電力検針装置の取替、設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障の無いようにおこなう。

### 4.3 経理

#### 4.3.1 入札価格の算定

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

#### 4.3.2 端数の取り扱い

電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおり。

- a) 契約電力及び最大需要電力の単位は「1キロワット」とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- b) 使用電力量の単位は「1キロワット時」とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- c) 料金その他の計算における合計金額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- d) 消費税額及び地方消費税額の単位は「1円」とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

### 4.4 各種手数料

- a) 請負者は、いかなる名目の請求書発行手数料について、基本料金もしくは、従量単価に含めるものとし、手数料単独で請求しないこと。
- b) 請負者は、電気使用料金の代金振込・手数料は、請負者の供給約款に関わらず請負者の負担とすること。

令和7年度使用見積

(単位:円)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	K
月別	基本料金 (単価)	契約 電力	基本料金	その他 電力量 (kWh)	その他 (単価)	夏季 電力量 (kWh)	夏季 (単価)	再エネ 発電促進 賦課金  (D×3.49)+(H×3.49)	燃料費調整額  (D×1.84)+(H×1.84)	予定額 (消費税10%込み)  C+(D×E)+(F×G)+H+I
4月	1,390.17	34kw	47,119.71	2,604	15.91			9,087.96	4,270.56	101,908
5月	1,390.17	34kw	47,119.71	2,718	15.91			9,485.82	4,457.52	104,306
6月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,455	15.91			12,057.95	5,666.20	119,813
7月	1,390.17	34kw	47,119.71			5,560	16.79	19,404.40	9,118.40	168,995
8月	1,390.17	34kw	47,119.71			5,582	16.79	19,481.18	9,154.48	169,477
9月	1,390.17	34kw	47,119.71			4,963	16.79	17,320.87	8,139.32	155,909
10月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,490	15.91			12,180.10	5,723.60	120,549
11月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,571	15.91			12,462.79	5,856.44	122,254
12月	1,390.17	34kw	47,119.71	3,888	15.91			13,569.12	6,376.32	128,923
1月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,220	15.91			14,727.80	6,920.80	135,909
2月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,179	15.91			14,584.71	6,853.56	135,046
3月	1,390.17	34kw	47,119.71	4,313	15.91			15,052.37	7,073.32	137,865
合計			565,436.52	32,438		16,105		169,415.07	79,610.52	1,600,954